

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|           | 意見の内容   | 県の考え方  |
|-----------|---|--|
| <b>全般</b> |   |  |
| 1         | <p>ジェンダーギャップや男女共同参画という言葉がわからない人がたくさんいると思う。ジェンダーギャップは男女の違いで生じる格差、男女共同参画は、男女が互いを尊重しあい家庭、地域学校、職場などのあらゆる分野で性別にかかわらず能力を発揮し喜びや責任を分かち合うことのできる社会、といった解説が必要。県や市のプランで「男女共同参画社会」を「男女平等社会」とすることはできないか。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法及び県男女共同参画推進条例に基づき策定する計画であるため、法律や条例と同様に「男女共同参画社会」を使用していきます。また、専門的な用語については、巻末の参考資料に用語集で掲載します。</li> </ul>  |
| 2         | <p>数値目標の項目を絞るべきという審議会での意見はちがうと思う。各事業の多くは県民生活総務課以外の事業であるため、担当課が目標を持って取り組むことは重要。各事業課が事業評価・検証をし、さらに目標設定することを促し、全体を監督するのが県民生活総務課の役割であろう。設定した目標に改善が見られない項目があり、なぜ成果が上がらないのかを徹底的に検証する必要がある。</p> <p>推進体制の中に、評価・検証を行う機関を新設するという考え方もある。</p> <p>断行宣言、センターの統廃合、ジェンダー平等問題に緊急性のある問題が多い現状であるため、第5次計画は、事業や推進体制を5年間変えないのではなく、必要に応じて変更できることを明記したらどうか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次報告時に事業所管課は事業の成果及びその成果を測る考え方について報告することとします。</li> <li>・計画の進行管理、評価・検証については、男女共同参画の推進に関する施策についての重要事項の調査審議を行う男女共同参画審議会で行っていきます。</li> <li>・必要に応じて計画の改訂ができるよう、「社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行う」旨を明記します。</li> </ul> |
| 3         | <p>計画に紐づけられた各事業が男女共同参画とどう関係するのか疑問を持つ事業が含まれている。第4次計画の重点目標3「高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備」の37事業はジェンダーの視点があるかどうかのチェックが働いているのか。福祉政策は別に計画があるため、特にジェンダーの視点から、男性、女性に偏在する事象について計画に入れるべき。例えば就労希望のある人のうち実際に就労できた者の男女比率などジェンダー統計があることが重要である。障害女性・女兒の月経の手当が同性からのケアになっているかなどジェンダー視点で整理して、計画に盛り込むことが必要。</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に位置付けた施策に基づく事業については、すべて男女共同参画の視点をもって取り組むものとします。</li> </ul>   |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|   | 意見の内容   | 県の考え方   |
|---|---|---|
| 4 | 「男女共同参画社会の実現」と明記するとLGBTの方が戸惑うのではないか。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法及び県男女共同参画推進条例に基づき策定する計画であるため、法律や条例と同様に「男女共同参画社会」を使用していきます。</li> <li>・重点目標に多様性の尊重と安心して暮らせる社会づくりを掲げており、性の多様性に関する理解を促進して参ります。</li> </ul>  |
| 5 | 「センターを中心に施策を前進させる取り組みの強化」、「関係団体との緊密な連携」を具体的にどう実施するのか。連携イメージ図も含めて表示の仕方に工夫が必要。センターが県の施策の実施拠点であることをもっとアピールできるようなイメージ図にしてほしい。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、センターが中心となって市町村等様々な機関と連携し、地域課題の解決に取り組みます。</li> <li>・イメージ図を修正しました。</li> </ul>   |
| 6 | <p>センターは県が関係団体、市町村と連携する際の拠点でもある。地域の活動状況や意識、意見を把握し、県の施策に繋げていく場でもある。そのような拠点としての推進センターを計画の中で位置付けてほしい。男女共同参画推進条例でのセンターの役割を明記し、法的根拠を持たせることが必要。</p> <p>第5次計画の中でもセンターの役割を検討し、これまでにない「調査・研究の機能」を持たせるべき。またテーマに応じて県民グループとの協働実施もできるようにセンターの組織に位置付けておくのがよいのではないか。</p> <p>センターの組織は直営化を見据えて、組織や職員の専門性について県民意見も含めて十分な議論をしてほしい。</p> <p>第5次計画も初年度に記載できるものを入れ、順次整備したらどうか。センターの拠点としての確立を2年位かけて整備していくという取り組みでもよいのではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターについては計画の推進に当たり、関係機関と協働し、その機能を十分発揮していくことを位置付けます。</li> <li>・センターの機能として、調査・研究機能の充実は重要であり、現代課題に対応した調査・研究に取り組んでいきます。</li> <li>・センターの職員についても、男女共同参画に理解と経験を持つ職員により運営していくよう体制を検討していきます。</li> <li>・計画は必要に応じて推進期間中でも改訂することとしており、センター機能について、県民・団体の皆様と検討し充実していきます。</li> </ul> |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|    | 意見の内容   | 県の考え方   |
|----|---|---|
| 7  | <p>各センターへの人材（事務担当以外に専門知識を持ち施策へのコーディネーターができる）の配置を明記すべき。男女共同参画社会の実現を本気で目指すなら、ぴゅあ総合のみへ人材配置し、ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士に週数回派遣する程度では、ぴゅあ峡南・ぴゅあ富士は単なる箱モノになる。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材の配置を明記しました。</li> <li>・ぴゅあ3館において、直接課題や相談内容に応じられるよう、分野ごとに専門人材がコーディネートします。</li> </ul>  |
| 8  | <p>県と関係団体との緊密な連携が確実に実践されることを期待する。市町村、男女共同参画推進委員長、女性団体等が一堂に集まって、とあるが推進委員長のみでは委員長の意識によっては推進委員会の意識向上・地域における推進活動が進まない。参加希望の複数委員や自治体の担当者、場合によっては教育機関・企業・自治会等の参加も必要。一堂に集まったのフリートークサロンはワークショップ形式になると考えられるが、その場合は大ホールが必要。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進委員長との連携に加えて、各委員の皆様とも研修や講座等を通じて関係性を構築して参ります。</li> <li>・市町村や男女共同参画推進委員と連携して地域の男女共同参画を推進していきます。</li> <li>・大ホールが必要な事業については、公共施設の大ホールを借り上げて実施することも可能です。</li> <li>・事業の内容により会場の大きさは変わりますが、その都度十分な広さを備えた場所を準備していきます。</li> </ul> |
| 9  | <p>住民と多様な主体の連携・協働による課題の解決が必要。計画を実践するためにはセンターが必要で、人材配置が必要で「市町村との連携・推進委員の育成」をどうしていくのが推進の要である。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題は住民の皆様をはじめ、地域の関係する様々な機関との連携・協働により取り組んでいくものと考えており、センター3館において分野ごとに専門性をもった人材が対応していきます。</li> </ul>   |
| 10 | <p>センターが指定管理になってから、人材育成と市町村との連携やネットワークづくりの機能が損なわれたと思っている。</p> <p>様々な立場の人たちが集う意見交換の場は必要だが、市町村の担当者や推進委員が3館の地域ごとに学び意見交換して地域を考える機会を設けることが望ましい。また、これは単発では意味がなく連続研修として実施すべき。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の担当者や推進委員の皆様がが地域ごとに学び、地域課題の解決に向けて考える場を随時提供していきます。</li> </ul>   |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|   | <b>意見の内容</b>  | <b>県の考え方</b>   |
|---|---|--|
| 11  | SDGSの取り組みの原点は「5ジェンダー平等を実現しように」ある。これが実現しなければ他の目標の推進は実現が難しいと思う。<br>SDGSの17の目標はすべてつながっているので、あらゆる分野への啓発が重要。推進活動にはすでに県内で活動しているSDGs関連団体との連携が望まれる。 | ・男女共同参画の推進活動にあたっては、SDGs関連団体をはじめ、関係する団体と連携していきます。                                 |
| 12  | 5年後の見直しではなく、各年度ごとの検証が必要。確実な推進のためには課題を早く掘り出し対策を講じ、推進へつなげることをしないとすべてが先送りになる。  | ・必要に応じて計画の改訂ができるよう、「社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行う」ことを明記します。 |
| 13  | 男女共同参画社会の形成は「国際的協調」の下に行われること、国際的協調を意識する施策にも見える形で取り組んでいただきたい。  | ・男女共同参画社会の実現は、国際社会における取組と密接な関係があることを理解し、取り組んでいきます。                               |
| <b>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 ～男女共同参画の視点の定着～</b> |   |  |
| <b>Ⅰ－1 若年層等への「意識啓発」の強化</b>                      |   |  |
| 14  | 重点施策が記述されているが従来からの記述と変わりがなく、具体的行動に向かう方向性が見えていない。  | ・従来から実施してきた施策を強化し、特に重点的に取り組んでいく施策を柱に位置づけ、これまでの施策と合わせてより強化し、男女共同参画をさらに前進させていきます。  |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|    | 意見の内容   | 県の考え方  |
|----|---|--|
|    | <b>(1) 学校等における男女共同参画教育の推進</b>   |  |
| 15 | <p>若年層等への意識啓発は小学校からでは遅く、乳幼児期からの対応が必要。子どもに関わる大人のジェンダー・バイアスが子供に影響を与えているため、保育園等の保育者や子育て支援センターのスタッフ、保護者等への意識啓発が必要。</p> <p>現在の「保育所保育指針」では、「保育全般にわたる配慮事項」の一つとして、「子どもの性差や個人差にも配慮しつつ、性別などによる固定的な意義を植えつけることがないよう配慮すること」と書かれている。</p> <p>県の担当課や社会福祉協議会等がジェンダー問題等をテーマで研修会などの事業をする必要がある。</p> <p>保護者や保育者がジェンダーをテーマとした研修会を開くと補助金が出るという仕組みもあるとよい。</p> <p>県立大に「ジェンダー視点に立った乳幼児の保育」を教える専門教員を置くというのもよい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士や幼稚園教諭等の研修の場やPTAの学習会等の機会を通じて、幼児期からの男女共同参画理解の推進を図っていきます。</li> <li>・また、関係機関等と連携し、保育士、幼稚園教諭を対象とした研修なども検討していきます。</li> </ul> |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|    | 意見の内容   | 県の考え方  |
|----|---|--|
| 16 | <p>現在、県内の大学・短大の保育所養成校では「ジェンダー視点に立った乳幼児の保育」を教える授業科目を導入しているところはないと思われる。県立大学人間形成学科にポストを増やして専任教員をおけると、保育者等の研修も幼児教育センターなどで実施できる。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等と連携し、保育士、幼稚園教諭を対象とした研修なども検討していきます。</li> </ul>   |
| 17 | <p>保育園児は家庭や保育士からの刷り込みで男女意識は生まれるため、保育士、保護者、祖父母への意識啓発が必要。小学生以上は年齢に応じたきめ細かな教育が必要。</p> <p>近年の親、教員からの性被害は生涯にわたる心身の傷を抱えるため、自分の体を守るための教育は重要。</p>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期から男女共同参画の理解を進めるため、保育士や保護者等への意識啓発を行います。</li> <li>・学校等において、男女共同参画の視点に立った運営が推進されるよう、教職員を対象とした研修を行います。</li> <li>・保育所や学童保育への出張講座では、幼児期からの性被害予防啓発も行っていきます。</li> </ul> |
| 18 | <p>施策の方向について、「学校における男女共同参画教育の推進」を「幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター等及び学校における男女共同参画教育の推進」にしたらどうか。</p> <p>理由は、小学校からだ遅いため。国との計画の整合性がとれていない。国際的にはアンコンシャス・バイアスが固定化するのは遅くて5歳～7歳とされている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校等における男女共同参画教育の推進」とし、保育者、保護者、祖父母等への意識啓発を進め、幼児期からの男女共同参画教育を進めていきます。</li> </ul>  |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|                                    | 意見の内容  | 県の考え方   |
|------------------------------------|--|---|
| 19                                 | <p>成果目標の案として「小学校へ出張講座の回数」を「幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター等及び学校の児童及び教育者の意識の変容」としたらどうか。</p> <p>講座の回数と意識変容はイコールの関係ではないため。講座の前後でアンケート調査を行うことで、性別による思い込みがどのように変容したか捉えることができる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「若年層への意識啓発の強化」の成果目標として、子どもたちが大人になる20年後に「社会全体が男女平等と感じる」人の割合をほぼすべて（95%）となることを目指して、5年後、30%を目標とします。</li> <li>・成果の把握については効果的な方法を検討していきます。</li> </ul> |
| 20                                 | <p>ジェンダー平等推進のために、教育委員会に「ジェンダー平等担当」の配置をしてほしい。担当の指導主事がいることで学校でのジェンダー平等が格段に推進されると考える。男女共同参画推進監のもとで教育委員会の「ジェンダー平等担当」者がさまざまなアイデアを考えて実践することで、学校における意識改革が進むと考える。</p>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等において、男女共同参画の視点に立った運営が推進されるよう、教育委員会と連携し、教職員に対する研修を実施していきます。</li> </ul>  |
| 21                                 | <p>若年層だけではなく、年齢の高い方への意識啓発を図っていくことも重要である。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に重点的に若年層への啓発を行いますが、幅広い年代に向けた意識改革にも取り組みます。</li> </ul>   |
| (2) 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取り組みの充実 |  |   |
| 22                                 | <p>思い込みの解消は学習機会の提供だけでは達成できない。もっと掘り下げた施策が必要である。現状と課題の分析も必要である。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無意識の思い込みの解消に向け、学習機会の提供以外に必要な施策を交流サロン等を活用し、関係団体と検討していきます。</li> </ul>   |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|  | 意見の内容   | 県の考え方  |
|--|---|--|
| <b>I-2 男女共同参画の視点に立った学びの推進</b>                          |   |  |
| 23   | センターを中心に数々の講座や行事が開催されてきたが、効果はどうだったのか。計画の段階からしっかりとした計画のもとで行われてきたのか。従来の方法踏襲で具体的施策が見て取れることを希望する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター事業については、県も企画立案段階から関わり、効果的な事業実施に努めます。</li> </ul>  |
| <b>(1) 幅広い世代への学習機会の提供</b>                              |   |  |
| 24   | 学習について、デジタルデバイドの解消を進め、地域間の解消を進めるべき。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座や研修については、会場とオンラインの併用による開催とし、多くの方に学習機会を提供していきます。</li> <li>・インターネットやパソコンを利用できる者とできない者の間で、得られる情報の量や学習機会に格差が出ないように、誰にも等しく学習機会の場が提供されるよう努めます。</li> <li>・併せてセンター間をオンラインでつなぎ、各施設において講座等への参加が可能となるよう利便性の向上を図っていきます。</li> </ul> |
| 25   | 第4次計画にあった重点目標「女性のための学習の充実」が削除されたのはなぜか。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の充実は女性に限らず男女ともに重要であることから、誰もが学習の機会が持てる環境の整備を図ることとし、重点目標として「幅広い世代への学習機会の提供」としました。</li> </ul>   |
| <b>基本目標Ⅱ 一人ひとりが活躍できる社会づくり～山梨を元気にするカギを握る「女性リーダー」の育成</b> |   |  |
| <b>Ⅱ-1 幅広い分野で女性リーダーを増やしていくための「人材育成」の強化</b>             |   |  |
| 26   | 行政、企業、団体分野は首長、トップリーダーの考え方で女性の登用は進むが、政治分野への参画は、相当の覚悟を持って計画推進を諮らないと難しい。施策の文言整理も必要。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の政治分野への参画については、その重要性について理解を深める啓発に取り組むとともに、主権者教育や模擬議会等により、県民が政治に触れる機会を提供していきます。</li> </ul>  |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|    | 意見の内容   | 県の考え方  |
|----|---|--|
|    | <b>(1) 行政・教育分野等における女性の参画拡大</b>  |  |
| 27 | <p>女性校長比率が全国で最低の状況を改善させることは喫緊の課題。県内の女性校長比率を上げていくために次の提案をする。</p> <p>①県教委が山教組等と連携し検証チームを設置し、女性校長比率の高い自治体から成功事例のポイントを情報収集。本県でできない原因を分析し、男女共同参画審議会での議論に活用。</p> <p>②上記分析に基づき、県教委に改善の具体的方策を立てることを求める。</p> <p>③県は、計画で数値目標を掲げて取り組む。</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画では、女性管理職の割合を設定し、目標達成に向けて取り組みます。</li> </ul>   |
| 28 | <p>内閣府の資料では、山梨県職員の採用における女性比率は32.7%で全国30位であるが、管理職比率は7.3%で全国41位。管理職比率を増やすためにはまず女性の採用比率を上げていくことが必要なのではないか。県が率先して単独で目標値を設定すべき。</p> <p>現計画の成果目標では、管理的職業従事者として、会社役員と管理的公務員が一緒になっているが、分けるべき。</p> <p>公務員の管理職の定義は国と同様に「課長以上」とすべき。これも、県が単独の目標値を設定すべき。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員については、段階的に女性の管理職への割合を増やしていきます。</li> <li>・また、採用ガイダンス等の強化により女性職員を増やしていきます。</li> <li>・第5次計画においては、管理職になりたい女性従業員を男性と同じ割合となることを目標とします。</li> </ul> |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|                               | 意見の内容   | 県の考え方  |
|-------------------------------|---|--|
| 29                            | センターを県直営化にするのであれば、男女共同参画の専門性をもったプロパー職員の養成をしてほしい。<br>採用時にジェンダー平等・男女共同参画についての知識とファシリテーションスキルを持つ人材を枠を設けて採用。それとは別に、職員の中から、ジェンダー平等・男女共同参画に関心と意欲のある者をプロパー職員として育てるキャリア形成の仕組みを作る。こういった長期的視点での人材養成が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県職員の育成については、総合的なスキルを身につけるため、資格が必要な専門職以外は一定の期間複数の職場を経験し、行政職員として必要な資質を養成することとなっています。</li> <li>・その後、本人が目指す分野に配置し、その分野のプロを養成していくよう、人材育成、適切な人材配置に努めているところです。</li> </ul> |
| <b>(3) 地域・防災分野への女性リーダーの育成</b> |   |  |
| 30                            | 地域・防災分野への女性リーダーの育成は、女性だけの講座では実現できない。地域の男性の意識改革、市町村との連携、首長の意識改革・県との連携も必要。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や防災分野における女性リーダーを育成するためには、男性の理解促進が欠かせないため、市町村の男女共同参画推進委員との連携の強化により、地域への啓発に取り組み、男女双方の意識改革を進めていきます。</li> </ul>  |
| 31                            | 消防分野への女性リーダーの育成の前に、消防に携わる人のすそ野を広げることが重要である。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性消防吏員の増加を図る取り組みや、消防団活動について、すべての活動に参加できない方でも特定の活動や役割のみに従事することができる機能別団員制度などの活動内容を周知していきます。</li> </ul>   |
| <b>(4) 政治分野における女性の参画促進</b>    |   |  |
| 32                            | 小学生からの「主権者教育」が将来の女性の政治参画の基盤の一つ。山梨県独自の教材を作成して保護者も共に学ぶことができるとよい。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター事業として検討していきます。</li> </ul>  |
| 33                            | 政治分野の参画は現在最下位の状況から脱出を図るには相当の覚悟をもち計画推進しないと難しい。県・市町村の社会教育委員会との連携が必要ではないか。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な分野における女性の参画については、関係機関と連携して取り組みを進めていきます。</li> </ul>  |
| 34                            | 女性議員の増加には若年層への政治教育が必要。自立した人材育成のための政治教育・主権者教育を県教委と連携して実施を望む。また、成人にも政治教育・主権者教育は必要で、男性議員主体の議会改革のためにも「社会教育」との連携が望まれる。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会が行う児童生徒に対する主権者教育のほか、男女共同参画推進センターにおいても幅広い年代を対象に主権者教育を実施していきます。</li> </ul>   |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|    | 意見の内容   | 県の考え方  |
|----|---|--|
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の第5次計画と同様に政策の筆頭に「（1）政治分野における女性の参画促進」を掲げてほしい。</li> <li>・政治分野における男女共同参画推進に関する法律ができたことを全県民に周知するキャンペーンを展開する。数値目標は県民への周知度100%。</li> <li>・有権者の「主権者教育」が必要。政治は生活に密着するものであることを、教育の中で語っていかなければ、女性議員を増やすことの意味と意義が伝わらない。有権者の半数が投票しない、党派の組織票だけの選挙ではたとえ女性が立候補しても議員を増やすことができない。主権者教育をすることが、あらゆる分野における女性リーダーを育てることにつながるため、必要なのは「政治分野における女性の参画促進」ではなく「自らがリーダーとなる選択肢を持つことにつながる主権者教育の充実」である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野への女性の参画に関する情報について広報誌などを通じて広く提供していきます。</li> </ul>   |
| 36 | <p>選挙・議会・議員の環境整備が必要。あらゆるライフステージの女性が政治に参画できるような環境整備が重要。議場に女性用トイレができたのはそれほど昔のことではない。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の政治参画に関して、社会の理解が進むよう、様々な分野における女性の参画を推進していきます。</li> </ul>                                   |
| 37 | <p>国の計画の女性議員の目標数値35%を県としても目標とするべきであり、「女性議員は35%は必要である」と計画に示すべき。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の政治参画を推進するためには、まずその重要性の理解促進と女性の人材育成に取り組むことが必要であり、模擬議会など若いうちから政治に触れる機会を増やしていきます。</li> </ul> |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|    | 意見の内容  | 県の考え方   |
|----|--|---|
|    | <b>Ⅱ-2 仕事と生活を両立できる環境づくり</b>  |   |
|    | <b>(1) 働き方改革の取り組みの推進</b>   |   |
| 38 | 県は男女が等しくワークライフバランスを享受することができるよう、率先して正規の働き方の模範を示してほしい。男女共同参画を進める上で障壁となっているものをすべて打ち砕くために、単なる掛け声にしないためにあらゆる方策を講じてほしい。ノー残業デーなど付け焼刃的対応ではなくしっかりしたアフターファイブライフが確保できるよう、上司が範を示してほしい。  | ・県が県職員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、その取り組みを全県に波及させていきます。                                |
| 39 | 男女の働き方改革を企業との協力体制を図り推進していく。今後はますます仕事と生活のバランスが必要となる重要な部分。多様なニーズにどれだけ行政が関われるかが大きなカギとなる。  | ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業へ女性活躍推進アドバイザーや働き方改革アドバイザーを派遣し、男女がともに働きやすい職場環境の整備を図っていきます。 |
|    | <b>(5) 男性の家事・育児・介護等の参画推進</b>   |   |
| 40 | 男性の家事・育児・介護等への参画促進についての施策の方向性についてイクメンという言葉が使われてから10年以上が経ち、死語になっている。国際的には、「イクメン」という言葉はなく、育児を父親がするのは当たり前の認識とされている。「子育て期の方を対象としたイクメン研修会」という文言を「子育て期の男性or男女を対象とした研修会」としたらどうか。男女共同参画先進県を打ち出しているため、「イクメン」という言葉を使わない選択をするとジェンダー平等への意識が高い県であることをアピールできる。 | ・男性による育児の特別視につながる「イクメン」の使用は控えていきます。   |
|    | <b>Ⅱ-3 地域における男女共同参画の推進</b>   |   |
|    | <b>(3) 女性の視点からの防災の取組の推進</b>  |   |
| 41 | 今後の必要策は女性の視点からの防災の取り組みの推進ではないか。  | ・女性の視点を防災対策に生かす取り組みを進めていきます。  |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|   | 意見の内容   | 県の考え方   |
|---|---|---|
| 42  | <p>成果目標の原案「自治会、女性団体などの地域活動を行っている女性の割合」「女性を登用している市町村農業委員会の割合」に加えて、「自治会、市町村農業委員会、地方防災会議及び市町村防災会議において意思決定ができる役職につく女性の割合を追加」してほしい。国の第5次計画において問題になっているのは、地域において自治会や農業委員会、防災会議等地域レベルの組織でそもそも女性の割合が少ないことに加えて、そういった組織で意思決定できる立場にいる女性がさらに少ないこと。女性数の底上げだけでなく、リーダーや役員となる女性を増やすというのが国の第5次計画の趣旨。</p>                       | <p>・第4次計画において未達成であった「女性を登用している市町村農業委員会の割合」について、引き続き目標設定することとしました。</p> <p>なお、国の第5次計画では、農業委員会、地方防災会議について、委員に占める女性の割合を目標設定しています。</p> |
| <p><b>基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現 ～困難を抱えるひとに寄り添える山梨の実現～</b></p> |   |   |
| <p><b>Ⅲ-1 複雑多様化する課題に対応する「相談機能」の強化充実</b></p>               |   |   |
| 43  | <p>強化項目の「女性の生活困窮、DVの深刻化等に対応する相談機能の充実強化」は、相談機能のみでなく自立支援を明記して実効性ある施策を期待する。</p>  | <p>・DV被害者の自立支援策として、婚姻関係の解消に向け法的手続きをとる場合の、調停・訴訟費用の一部を支援していきます。</p>   |
| <p><b>(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり</b></p>                 |   |   |
| 44  | <p>第4次計画に掲げられている「メディアに対する取り組み支援」が第5次計画案では削除されている。</p> <p>「メディア」を「ソーシャルメディア」と置き換えると、今後一層重要な取り組み項目になると思う。</p> <p>SNSを使ったいじめや性加害など、大人が知らないところで子どもたちは女性の人権を無視した性的メッセージを受け取るだけでなく、それを使って人権侵害をしている状況が現実にある。</p> <p>ソーシャルメディアを通じた人権侵害に対応するため、保護者や教員向けの研修、中学生からの人権教育の一環でのソーシャルメディアを中心としたリテラシーの学習機会を出前講座として実施するべき。</p> | <p>・施策の方向「女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり」において、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力等の当事者にならないための広報啓発を行うこととします。</p>                                   |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|    | 意見の内容   | 県の考え方  |
|----|---|--|
|    | <b>(2) 配偶者等からの暴力防止に係る対策の推進</b>  |  |
| 45 | <p>交際相手からの暴力被害の実態があるため、施策の方向性(2)「配偶者からの暴力防止に関わる対策の推進」を「配偶者及び交際相手からの暴力防止に関わる対策の推進」としてほしい。</p> <p>スクールカウンセラーが学校で活用されているように、学校からの派遣要請に応じてデートDV専門相談員を派遣する方法を取り入れてほしい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等からの暴力防止」とし、デートDV防止についても対策を推進していきます。</li> <li>・デートDV防止に向けた学校や地域での研修会等を通じて、若者が相談しやすい窓口などについて検討していきます。</li> <li>・デートDV専門相談員の派遣については、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</li> </ul> |
| 46 | <p>DVの加害者プログラムを行政が責任をもって行うべきである。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの加害者プログラムについて、内閣府でも加害者プログラムに対する調査研究事業を行っており、こうした国の結果を参考にして、調査研究していきます。</li> </ul>  |

**「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方**

|                                 | 意見の内容  | 県の考え方   |
|---------------------------------|--|---|
| 47                              | デートDVなどの相談対応に関し、児童相談所と女性相談所の連携を図ってほしい。   | ・関係機関との連携強化を図っていきます。  |
| 48                              | DV相談後の支援についても検討すべきである。   | ・DV相談後においても、被害者の負担軽減・自立等に向けて無料弁護士相談の実施や、婚姻関係の解消に向けた調停や訴訟費用の一部支援などに取り組んでいます。                         |
| 49                              | 男性の相談機能も充実するべきである。   | ・DVや性暴力・性犯罪等の被害者は女性の割合が高いため、女性中心の表記となっていますが、引き続き、男女共同参画推進センターに男性の総合相談窓口も開設するとともに、更なる充実に向けて検討していきます。 |
| <b>(3) 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者の保護</b> |  |   |
| 50                              | 福岡県の「性暴力根絶条例」を超える施策に取り組んでほしい。  | ・青少年保護育成条例ややまなし性暴力被害者サポートセンターの充実を図るとともに、国の法改正などについても注視していきます。                                       |
| <b>Ⅲ-2 多様性の尊重と安心して暮らせる社会づくり</b> |  |   |
| <b>(1) 性の多様性に関する理解促進</b>        |  |   |
| 51                              | 中学・高校の制服について、女性のスラックス選択が可能となるよう、学校に求めること。数値目標を設定し、取り組みが遅れている学校に県教委が指導できるようにする。 | ・県教育委員会では、制服の選択制についてすでに取り組みを進めているところであり、導入校も増えています。   |
| 52                              | 県レベルで同性パートナーシップ制度が導入できるよう、市町村との連携、当事者の意見を聞きながら良い制度になるよう検討した上で、条例等により制度を施行する。   | ・今年度開催した「多様性を尊重する山梨」検討会でいただいたご意見を踏まえて支援のあり方について調査・研究していきます。   |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|    | 意見の内容   | 県の考え方   |
|----|---|---|
| 53 | <p>理解促進だけでなく「理解促進と支援」とすべき。理解促進だけではLGBTQの当事者の安心・安全は達成できない。不安定な状況下で生活している同性カップルの不安を解消するのは、同性パートナーシップ制度や行政の相談窓口の設置などの支援策が必要。啓発と支援の両輪の取り組みがあって初めて安全・安心に暮らせる社会が実現できる。</p> <p>男女共同参画先進県を謳うには、啓発事業だけでなく支援策の制定も必要。東京都多摩市、豊島区、港区の条例での性自認や性的指向を理由にした差別の禁止の規定やアウトティングの禁止などを規定するなど、先進県を名乗るなら、即効性のある取り組みが必要。</p> <p>同性婚を導入したデンマークでは同性カップルの自死率が46%も減少したという研究結果があるほか。同性婚の導入がLGBTの心身健康の向上に結びついたという調査結果もある。同性パートナーシップ制度を導入することは自殺対策の一つになる。</p> <p>具体的な支援策なしには安心して生活できる社会の実現には至らない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性については、まずは学校や職場における理解促進から取り組んでいきます。</li> <li>・今年度開催した「多様性を尊重する山梨」検討会でいただいたご意見を踏まえて支援のあり方について調査・研究していきます。</li> </ul> |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|                        | 意見の内容   | 県の考え方   |
|------------------------|---|---|
| 54                     | <p>教育現場、防災の取り組み、DVや性暴力等の支援策にLGBTの視点を取り入れ、また支援することを明記してほしい。</p> <p>現在の学習指導要領では多様な性について学ぶことができない。同性愛者は自己が存在してはいけないように感じるなどのことがある。LGBTQ+の65.9%が自殺を考えたことがあるという調査結果がある。10代当事者の47.4%がいじめ被害を経験したという調査結果もある。若年層への意識啓発にはLGBTも含めることで、誰もが生きやすい社会の実現につながる。</p> <p>東日本大震災ではトランスジェンダーの当事者が周囲に知られることを恐れて家に留まったり、男女別の区切りの中で支援を受けられなかった、という課題が発生した。多様な性に配慮した防災計画の推進をすることが必要。</p> <p>DVや性暴力、セクハラは同性間でも発生する問題であるが、相談窓口における対応の可否が明示されていないため、相談をためらいやすい状況がある。LGBTが性暴力やセクハラに合いやすいことを念頭にした支援策を講ずるべき。</p> | <p>・性の多様性については、まずは学校や職場における理解促進から取り組んでいきます。今年度開催した多様性を尊重する検討会でいただいたご意見を踏まえて支援のあり方について調査・研究していきます。</p>                     |
| (2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援 |   |   |
| 55                     | <p>トイレにトイレットペーパーが置いてあるように、生理用ナプキンを公的施設のトイレの標準備品としてほしい。県の施設から初めて、市町村に働きかけて目標値設定をしてほしい。</p>   | <p>・まずは、男女共同参画推進センターから始めて参ります。</p>  |
| 56                     | <p>男性高齢者や手術による排尿コントロールがしにくくなった男性のため、公共施設の男性用トイレに、大きいサイズのサンタリーボックスを設置してほしい。これも市町村に働きかけて目標値設定をしてほしい。</p>  | <p>・県では、安心して自分らしく暮らすことができる社会づくりを目指し、県地域福祉計画において地域における高齢者の福祉、障害者等の福祉の推進を図っており、市町村が策定する計画についてガイドラインを策定し、その取り組みを支援しています。</p> |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|     | 意見の内容  | 県の考え方  |
|-----|--|--|
| Ⅲ-3 | ヘルスリテラシーの向上と性差に応じた的確な支援  |  |
|     | (1) 年代に応じた健康教育の充実  |  |
| 57  | 成果目標 原案「がん検診の受診率」「健康寿命の年齢」を「学校の児童のリプロダクティブ・ヘルス・ライツについての理解度の変容」「不妊治療の相談件数」にしたらどうか。成果目標が(1)年代に応じた健康教育の充実と(2)妊娠・出産等における健康支援という施策に合っていない。施策内容に鑑み、目標の再設定の再考をお願いしたい。 | ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重要性について、まずは県民、特に若年層への理解促進を進めていきます。   |
| 58  | SDGsの目標3(すべての人に健康と福祉を)、目標5(ジェンダー平等を実現しよう)の達成に関わる性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。  | ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重要性について、県民、特に若年層への理解促進を進めていきます。  |
| 59  | Ⅲ-3「ヘルスリテラシーの向上と性差に応じた的確な支援」の施策の方向に「性と生殖に関する健康と権利の理解と浸透」をあげ、性教育で徹底した女性の自己決定権の尊重へのアクセスに取り組んでほしい。そのために、地域のリプロヘルスワーカーである助産師や性教育学の専門家を活用する。                        | ・施策の方向「年代に応じた健康教育の充実」で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの重要性を広く周知することとします。  |
| 60  | 国連「性の権利宣言」にある若者へのヘルス相談・教育を实践できる「ユースヘルスセンター」や「思春期リプロ・エンパワーメントセンター」等の開設を通して、若者の性の健康、命を守り健康への促進を目指すよう要望する。  | ・第2期やまなし子ども子育て支援プランにおいて、保健・医療・福祉・教育が連携した思春期における心と体の健康づくりの推進に取り組んでおり、引き続き、様々な機関と連携した取り組みを進めていきます。 |

「第5次男女共同参画計画策定に係る説明会」でいただいたご意見と県の考え方

|     | 意見の内容   | 県の考え方  |
|-----|---|--|
| その他 |   |  |
| 61  | ジェンダーギャップを生み出す社会的な構造要因を早期に解決するために、県議クオーター制からの半数、審議会・自治会なども山梨県男女共同参画推進条例の強化を期待したい。   | ・今後の取り組みの参考とさせていただきます。   |
| 62  | 審議会の機能充実のためには、委員の選考も重要な課題。あて職ではなく男女共同参画に関する論文提出が必要。   | ・審議会の委員は学識経験者、産業界、法曹界、女性団体などの各分野において、知識、経験、実績を有する有識者で構成されております。  |
| 63  | <p>計画案にかかる説明会を公的な意見聴取の場として位置づけてほしい。説明会を第1次パブリックコメント、正式なパブリックコメント募集を第2次パブリックコメントとしてほしい。</p> <p>年次報告書に掲載されているような事業細目の説明をした上での意見聴取がのぞましい。</p> <p>市町村との連携を進め、市町村の担当者や推進委員にも参加要請し、県の計画、進捗状況等について説明・意見交換することが必要ではないか。</p> | <p>・県が行うパブリックコメントは、行政手続法、県民意見提出制度実施要綱に基づき実施するもので、最終決定を行う前に案を公表し、意見を求めるものです。今回の説明会は、その案を作成するにあたり、方向性に対するご意見を伺うことを目的に開催したものです。</p> |